

## 立川飛行場への陸上自衛隊V-22オスプレイ飛来について

令和4年11月2日に北関東防衛局から立川市に対し、陸上自衛隊輸送航空隊の技能習得並びに首都圏における大規模災害発生時の人員・物資の緊急輸送等への備えを目的として、陸上自衛隊V-22オスプレイが令和5年1月以降、立川駐屯地内の立川飛行場へ飛来する旨、説明がありました。

このため、去る11月7日に立川飛行場周辺自治体連絡会は、防衛大臣及び北関東防衛局長に対し、周辺住民の安全・安心、生活環境への十分な配慮等について要請したところです。

しかしながら、11月7日のV-22オスプレイの飛来に関する情報発信以後、本市においては市民等や市議会から本件に対する多くの意見が寄せられています。

つきましては、周辺住民の安全・安心、生活環境に十分配慮し、次の事項が実現されますよう、11月7日の要請に加え、改めて下記事項について要請いたします。

### 【1 事前通知】

○飛来の際は毎回、事前通知すること。通知には飛来日時その他、機数、期間を含めること。

### 【2 安全確保及び経路】

○飛行経路については、住宅密集地を避け、周辺住民に騒音等の被害が発生しないように努めること。

○市街地上空において、回転翼モードや転換モードでの飛行を必要最小限にすること。

○転換モードで飛行する場合はその範囲を示し、理由を説明すること。

○場周経路を明示すること。

○V-22オスプレイには1,500mの滑走路が必要といわれている。一方、立川飛行場の滑走路は900mであり、オーバーランを合わせても1,200mである。この立川飛行場における離発着の安全性について見解を示すこと。また、オスプレイの飛来に備え耐熱性向上等の滑走路改修工事の必要性について見解を示すこと。

### 【3 高度】

○V-22オスプレイをはじめ、立川飛行場に離発着する航空機すべてに対して、航空法及び自衛隊法を遵守すること。特に最低安全高度については、飛行場周辺環境が住宅密集地であることを考慮して、飛行すること。

○飛行高度の明示、有視界訓練、計器航法訓練など、訓練により飛行高度が変わる場合はその説明をすること。

【4 その他】

- 飛来目的は理解するが、他の飛行場ではなく立川飛行場へ飛来する特段の理由及び訓練内容について、改めて詳細を明らかにすること。
- 周辺住民の不安解消に向け、国の責任において、丁寧な説明を行うこと。
- 以上の項目に対して文書でご回答願いたい。

令和4年12月28日

北関東防衛局長 扇谷 治 殿

立川市長 清水 庄 平

